

議案第 16 号

向日市介護保険条例の一部改正について

向日市介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

向日市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成27年度及び平成28年度」を「平成27年度、平成28年度及び平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(保険料率)	(保険料率)
第2条 略	第2条 略
2 前項第1号に掲げる者に対する <u>平成27年度、平成28年度及び平成29年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,956円とする。	2 前項第1号に掲げる者に対する <u>平成27年度及び平成28年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,956円とする。
3 略	3 略